

大阪府自殺対策強化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、相談、人材養成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的な事業や、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺対策の強化を図るため、予算の定めるところにより大阪府自殺対策強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域自殺対策強化事業実施要綱（令和5年6月30日付け社援発06301第98号各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局長通知別紙）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業（詳細については別紙参照）とする。

- (1) 対面相談事業
- (2) 電話・SNS相談事業
- (3) 人材養成事業
- (4) 普及啓発事業
- (5) 自死遺族支援機能構築事業
- (6) 計画策定実態調査事業
- (7) 若年層対策事業
- (8) SNS地域連携包括支援事業
- (9) 深夜電話相談強化事業
- (10) 自殺未遂者支援事業
- (11) ゲートキーパー養成研修
- (12) 災害時自殺対策継続支援事業
- (13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業
- (14) 災害時自殺対策事業
- (15) ハイリスク地対策事業
- (16) 地域特性重点特化事業

2 前項の規定にかかわらず、府が実施する事業と内容及び対象が同一の事業については、補助金の交付対象とはしないこととし、市町村にあつては、基礎自治体としての特性を生かした、住民に密着した事業を行うことを原則とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市町村及び民間団体（但し、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条で規定する団体並びに政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項で規定する団体及び同法第5条第1項の規定により政治団体にみなす団体を除く。以下同じ。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助基準額、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出する。但し、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該種目の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。但し、民間団体が補助対象事業者の場合にあつては、交付額の合計金額の上限を500千円とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請は、大阪府自殺対策強化事業補助金の交付申請について（市町村が補助対象事業者の場合は様式1、民間団体が補助対象事業者の場合は様式2）を、知事が定める期日までに知事に提出することにより行わなければならない。

なお、補助対象事業者は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

2 民間団体が申請する場合にあつては、様式2のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書（様式2-2）
- (2) 暴力団等審査情報（様式2-3）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付条件)

第7条 規則第6条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助対象事業者に対し報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に実地に立ち入り、運営の状況若しくは帳簿、書類その他補助対象事業に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 交付決定後に、交付基本額の2割（入札等による減額を除く。）を超える経費の配分の変更、交付決定された補助対象事業の別表の第1欄に定める区分の変更又は事業内容の著しい変更をする場合においては、事前に知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（補助対象事業者が民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。
- (7) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助対象事業者は、第6条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した場合に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（市町村が事業者の場合は様式3-1、民間団体が事業者の場合は様式3-2）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を府に返還しなければならない。

- (9) 補助対象事業にかかる関係書類の保存については、次のとおりとする。

- ① 補助対象事業者が市町村の場合

この補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式4による調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及

び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。但し、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

② 補助対象事業者が民間団体の場合

補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。但し、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (10) 補助対象事業者が市町村であり、府から交付された補助金について、市町村が適切と認める法人格を有する団体等（「間接補助事業者」という。以下同じ。）が行う事業（「間接補助事業」という。以下同じ。）に間接補助金を交付する場合には、市町村は次の条件を付さなければならない。

① (1)から(8)までに掲げる条件。

この場合において、(1)から(6)及び(8)の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、(1)、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(1)及び(8)中「補助対象事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(1)から(5)、(7)及び(8)中「補助対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、(5)中の「単価50万円」とあるのは「単価30万円」と、(6)中「府に納付」とあるのは「市町村に納付」と、(8)中「市町村が事業者の場合は様式3-1、民間団体が事業者の場合は様式3-2」とあるのは「別紙様式3-2に準じた様式」と読み替えるものとする。

- ② 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

③ 間接補助金を、法人格を有する団体等の経常的な運営に係る経費に充ててはならない。

- (11) 市町村が間接補助金を交付した間接補助事業者に対し、市町村長が承認又は指示をする場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど府が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(13) 補助対象事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更申請手続)

第8条 規則第6条第1項第1号及び本要綱第7条第2号に規定する知事の承認の申請は、大阪府自殺対策強化事業補助金の変更交付申請について（市町村が事業者の場合は様式5-1、民間団体が事業者の場合は様式5-2）を、知事が定める期日までに知事に提出することにより行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から15日以内とすることとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、当該年度の補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日が属する年度の翌年度において知事が定める期日（第7条(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに、知事に行うものとする。

なお、補助対象事業者は、第6条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

2 前項の報告は、事業実績報告書（事業者が市町村の場合は様式6-1、民間団体の場合は様式6-2）により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助対象事業の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、大阪府自殺対策強化事業補助金（概算払）交付請求書（様式7）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、以下(1)から(4)のいずれかに該当す

るときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成28年6月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成29年6月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和元年6月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和2年6月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年7月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年7月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別紙) 補助対象事業 (第2条関係)

(1) 対面相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。

イ 事業内容

- ・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等
- ・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等
- ・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）
- ・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営
- ・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等

(2) 電話・SNS相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNSの相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る

- ・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等
- ・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等
- ・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等

- ・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等

(3) 人材養成事業

ア 目的

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

イ 事業内容

- ・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・e—ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施等

(4) 普及啓発事業

ア 目的

生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。

イ 事業内容

- ・シンポジウム、講演会等の開催 等
- ・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等
- ・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布
- ・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報 等

(5) 自死遺族支援機能構築事業

ア 目的

自殺で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。とりわけ、自死遺族等が必要とする支援情報の提供体制を全国各地で整備し、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。

イ 事業内容

- ・ 学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及）
- ・ 各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備
- ・ 遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援
- ・ 遺族等への法律面や生活面における相談支援
- ・ 遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施 等

（６）計画策定実態調査事業

ア 目的

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定された都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画について、当該地域の状況に応じた総合的かつ効果的な取組等の計画策定を進めて、当該地域における自殺対策の P D C A サイクルが回るようにするため、新規計画策定又は既存計画の見直し時に係る事業を支援する。なお、今後計画を策定又は見直しする段階においては、厚生労働省が策定した「都道府県自殺対策計画策定の手引」「市町村自殺対策計画策定の手引」を参考にしつつ、かつ都道府県においては自殺総合対策推進センター、市町村においては各都道府県の地域自殺対策推進センターの助言等を受けながら進めること。

また、計画策定又は見直し後、計画に基づく取組の進捗状況を検証・評価するための、外部機関や外部関係者を集めた会議を開催する場合、交付対象となるのは会議 1 回分に限る。

イ 事業内容

- ・ 計画策定又は見直しに必要な調査研究等
- ・ 計画策定又は見直しに必要な研修会等の実施
- ・ 計画策定又は見直しに必要な自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置及び運営等

（７）若年層対策事業

ア 目的

近年、自殺死亡率について、他の年齢層では減少傾向を示している中であっても若年層は高止まりを続けており、10 代後半から 30 代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いている。こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層

の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。

イ 事業内容

- ・若年層（40 歳未満）及び若年層を支援する者に対する（１）から（４）に掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修 等）
- ・中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40 歳以上を含む。）に対しても行う事業

（８）SNS地域連携包括支援事業

ア 目的

SNS等の相談体制を強化し、相談から具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する事を目的とする。

イ 事業内容

国が選定する「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施 等

（９）深夜電話相談強化事業

ア 目的

我が国における自殺は、深夜と早朝にピークを形成しており、当該時間帯に電話相談を実施することにより、自殺を直前で回避できる可能性があると考えられることから、当該時間帯における電話相談窓口の設置を推進する。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が、深夜（22 時）から早朝（5 時）にかけて実施する電話等による相談事業を実施する際に係る相談対応者の配置、増員

(10) 自殺未遂者支援事業

ア 目的

自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。年間約3万7千人が自損行為により緊急搬送されており、これらの者が再度自殺を企図することを防止することで、自殺者数の減少につなげるため、地域において自殺未遂者を支援する。

イ 事業内容

- ・ 受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣
- ・ 受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整
- ・ 退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等
- ・ 自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援
- ・ 保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施
- ・ 自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修 等

(11) ゲートキーパー養成事業

ア 目的

自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定。以下「大綱」という。）記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。

- ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- ・ 自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。

イ 事業内容

- ・民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣
- ・民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣

(12) 災害時自殺対策継続支援事業

ア 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を継続して実施する。

イ 事業内容

「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組

- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催
- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等

(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業

ア 目的

自殺未遂歴の有無や自殺未遂者の所在を通常の行政窓口において把握することは困難であり、救急病院等との連携体制の構築が課題となっている。自殺未遂者支援の前提となる、救急病院等との連携体制の構築は極めて緊急性が高いため、当該連携体制を構築するために必要な事業を支援する。

交付金の対象となる事業は、新たな救急病院、警察、消防との連携体制の構築に係る事業、又は、既存の連携体制に救急病院、警察、消防が新たに加わる場合に限る。また、当該事業は二次医療圏以上での連携体制の構築を想定していることから、原則、都道府県で実施することとし、実施期間は1年とする（継続して2年目以降も実施する場合や市町村で実施する場合は、「自殺未遂者支援事業」で実施することとする）。

イ 事業内容

- ・警察、消防及び救急病院から円滑な情報提供を実施するための継続的協議の場の開催
- ・警察及び消防職員向け自殺未遂者初期対応のための研修の実施
- ・警察、消防等と連携した自殺未遂者（念慮者）への寄り添い型支援の実施
- ・提供された情報を基にした支援方策の継続的な検討及び調整（ケース会議の実施等）

(14) 災害時自殺対策事業

ア 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、自殺対策の実施は極めて緊急性の高い課題であることから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を実施する。

原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業とし、実施期間は災害発生から一定期間が経過するまでとする（一定期間とは、原則、激甚災害に指定された災害については災害発生から3年経過後の年度末まで、その他の災害については災害発生から1年経過後の年度末までとする）。

イ 事業内容

- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催
- ・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等

(15) ハイリスク地対策事業

ア 目的

自殺多発地域（ハイリスク地。当該事業における「ハイリスク地」とは、次の①から③の条件を全て満たす地点（地域）をいう。①比較的立入が容易な一般の公共の場所であること（自宅、勤務先は除く）、②自殺の場所として利用されやすく、そのような場所として知られていること、③一定期間において、当該場所で発見された自殺者又は自殺企図者が複数人いること。）には、地域住民以外の自殺志願者が集まるという現状があるため、当該ハイリスク地に対する取組を支援する。

イ 事業内容

- ・ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置
- ・ハイリスク地のパトロールの実施
- ・ハイリスク地における自殺企図者の一時保護
- ・ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築 等

(16) 地域特性重点特化事業

ア 目的

地域における自殺の実態及び特性について分析した上で特定された、当該地域において特に対策が必要と考えられる世代及びリスク要因に対象を限定した事業を実施することにより、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺予防対策の強化を図る。

イ 事業内容

地域において特に対策が必要と考えられる自殺対策事業（（1）から（7）、（9）及び（10）に掲げる事業）であり、かつ、対策を講ずることにより着実に当該地域における自殺者が減少すると見込まれる取組として厚生労働省が認める事業（アに掲げる目的のもと申請があり、都道府県又は市町村が、地域の特性に応じた対策等について相互の取組等を共有し補完し

あうための研修や研修等への派遣、そのための広域的なネットワークの構築や運営等を含む。)とする。

なお、厚生労働省は、都道府県又は市町村から次の項目を整理した実施予定事業の申請を受け付け、審査の上、採択を行う。

- ・ 課題の分析、事前評価
- ・ 事業目的・内容、事業効果、達成目標
- ・ 事後検証・評価

【別表】

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 対面相談事業 (2) 電話・SNS相談事業 (3) 人材養成事業 (4) 普及啓発事業 (5) 自死遺族支援機能構築事業 (6) 計画策定実態調査事業	市町村及び民間団体が実施する当該事業に要した経費の適正な実支出額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る）、負担金、補助金	1/2
(7) 若年層対策事業 (8) SNS地域連携包括支援事業 (9) 深夜電話相談強化事業 (10) 自殺未遂者支援事業 (11) ゲートキーパー養成研修 (12) 災害時自殺対策継続支援事業	市町村及び民間団体が実施する当該事業に要した経費の適正な実支出額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業に係る電話相談事業及びSNS地域連携包括支援事業及び深夜電話相談強化事業及び災害時自殺対策継続支援事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る）、負担金、補助金	2/3
(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業 (14) 災害時自殺対策事業 (15) ハイリスク地対策事業 (16) 地域特性重点特化事業	市町村及び民間団体が実施する当該事業に要した経費の適正な実支出額	事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事並びに地域特性重点特化事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る）、負担金、補助金	10/10